

令和5年3月2日

地域振興部スポーツ振興課

江東区営運動場条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 現在一部施設に規定されている、入場料等を徴収して利用する場合の増額料金設定について、全てのスポーツ施設に設定するため。
- (2) 条例で定める夜間利用料金には、夜間照明設備の使用料が含まれているが、条例の夜間利用時間と日没時間が合致していない時季があり不具合が生じているため。

2 改正の概要

- (1) 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の団体利用料金の上限を100分の150とする。(別表第4関係)
- (2) 夜間利用時間及び夜間利用料金を廃止する。(第3条、別表第3、別表第4関係)

3 新旧対照表

2～4ページのとおり。

4 施行日

令和5年7月1日

5 その他

- (1) 照明設備の使用料は、別途指定管理者が定める。
- (2) 附則において、施行日前の準備行為を定める。

江東区営運動場条例 新旧対照表

現行	改正案																																					
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(開場時間等)</p> <p>第3条 運動場の開場時間及び夜間利用時間は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、区長の承認を得て運動場の開場時間及び夜間利用時間を変更することができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第4及び別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別表第3 (第3条関係)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(開場時間)</p> <p>第3条 運動場の開場時間は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、区長の承認を得て運動場の開場時間を変更することができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第3及び別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>(削る)</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">夜間利用時間</th> </tr> <tr> <th>期間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">潮見野球場</td> <td>4月15日～5月</td> <td>午後5時～午後</td> </tr> <tr> <td>31日</td> <td>9時</td> </tr> <tr> <td>6月1日～9月1</td> <td>午後7時～午後</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>9時</td> </tr> <tr> <td>9月16日～10</td> <td>午後5時～午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月20日</td> <td>9時</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">潮見庭球場</td> <td>4月15日～5月</td> <td>午後6時～午後</td> </tr> <tr> <td>31日</td> <td>9時</td> </tr> <tr> <td>6月1日～7月3</td> <td>午後7時～午後</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>9時</td> </tr> <tr> <td>8月1日～9月1</td> <td>午後6時～午後</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>9時</td> </tr> <tr> <td>9月16日～10</td> <td>午後5時～午後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月20日</td> <td>9時</td> </tr> </tbody> </table>	名称	夜間利用時間		期間	時間	潮見野球場	4月15日～5月	午後5時～午後	31日	9時	6月1日～9月1	午後7時～午後	5日	9時	9月16日～10	午後5時～午後		月20日	9時	潮見庭球場	4月15日～5月	午後6時～午後	31日	9時	6月1日～7月3	午後7時～午後	1日	9時	8月1日～9月1	午後6時～午後	5日	9時	9月16日～10	午後5時～午後		月20日	9時	
名称		夜間利用時間																																				
	期間	時間																																				
潮見野球場	4月15日～5月	午後5時～午後																																				
	31日	9時																																				
	6月1日～9月1	午後7時～午後																																				
	5日	9時																																				
	9月16日～10	午後5時～午後																																				
	月20日	9時																																				
潮見庭球場	4月15日～5月	午後6時～午後																																				
	31日	9時																																				
	6月1日～7月3	午後7時～午後																																				
	1日	9時																																				
	8月1日～9月1	午後6時～午後																																				
	5日	9時																																				
	9月16日～10	午後5時～午後																																				
	月20日	9時																																				

別表第4（第9条関係）

施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金
野球場	平日	2時間	4,200円
		夜間2時間	11,900円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	5,000円
		夜間2時間	12,950円
	平日	1時間	1,100円
		夜間1時間	2,900円
土曜日、日曜日及び休日	1時間	1,800円	
	夜間1時間	3,600円	
(略)			

備考

1 (略)

2 野球場の夜間利用における利用料金のうち、4月15日から5月31日までの午後5時から午後7時までの利用については、平日は8,800円とし、土曜日、日曜日及び休日は9,600円とする。

3 (略)

4～6 (略)

別表第5 (略)

別表第3（第9条関係）

施設及び利用目的	利用日	単位	利用料金
野球場	平日	2時間	4,200円
		土曜日、日曜日及び休日	2時間
	平日	1時間	1,100円
		土曜日、日曜日及び休日	1時間
(略)			

備考

1 (略)

2 (略)

3 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。

4～6 (略)

別表第4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この

条例の施行の日（以下「施行日」という。）
以後に行う利用の承認について適用し、施行
日前に行った利用の承認については、なお従
前の例による。